

【パブリックコメントへの提出意見】

【基本方針改正 関連】

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCM&MSTDETAIL&id=550004383&Mode=0>

意見1:

【該当箇所】

- 第1の1 文中の“地域と共生する質の高い再生可能エネルギー発電事業の促進”
(p2)

【意見概要】

- 適正事業へのインセンティブを併せて検討すべきである

【説明】

- 農山漁村再エネ法の趣旨は単なる再エネ規制ではなく、農業・地域共生の可能な適正な再エネについては促進し、両輪で進めるものである。しかし本改正案では、実質的に要件のみが強化されており、これらの厳しい要件に配慮した事業へのインセンティブは示されておらず、このままではただの規制法となりかねない。適正事業は後押しできるよう、例えば、要件に準拠する事業の農転許可年数については従来(10年等)より延長するなど、具体的なメリットを検討して基本方針に追記すべきである。特に耕作放棄地で営農が再開される場合には、食料の増産につながり、ひいては食料安全保障に貢献することが期待できる。そうした耕作放棄地での営農型太陽光発電の実施に対しては、例えば営農者・品目・設備等の要件対象外とするなどインセンティブを上乗せするべきである。

意見2:

【該当箇所】

- 第2の1の(6) ②のアの(ア)(iii) (p4)

【意見概要】

- 年間 50 万円の販売実績の要件を、削除または緩和すべきである

【説明】

- 農業経営体の約 1/4 は販売額が 50 万円以下であり(販売無しを含めれば約3割)(※1)、これらの多くは中山間地に多いと考えられる(※2)。こうした中山間地は過疎化(所有者の不在)も相まって土地改良による大規模化や土地集約化が難しい側面を有することが想定される。こうした場所では従来の農業対策に依らない、農地での新たな収益化方法を模索する必要がある、営農型太陽光はその可能性の 1 つとなり得る。地域性に依らず一律で50万円を閾値にすれば、こうした多数の農業者の営農継続の可能性を削ぐことになり得る。また、既存農業者だけに留まらず、販売額が少ない新規就農者にも影響し得る。補助等を得てなお新規就農者の経営は容易ではなく、時限性のある補助に依らない継続的な農業経営を確立する1つの手段を失うことにもなりかねない

(※1) 農業センサス2025 農産物販売金額規模別経営体数より

(※2) 農業白書 R7年度(p253,254)によれば、中山間地の農業人口は全農業人口の約半分近くに及ぶ。一方で、平地に比べて 1.0ha 未満の耕作面積が多く、面積比で農産物販売金額が比例することを踏まえれば、50万円未満の農業者の相当数は中山間地域にいるものと推測できる

意見3:

【該当箇所】

- 第2の1の(6) ②のイ(ア) (p4)

【意見概要】

- 一律での“遮光率30%未満”の閾値を見直すべきである

【説明】

- 生産性の観点から遮光率への配慮は必要だが、他方、農産物ごとに求められる日射量は様でない。地域で一般的に栽培される作物によっては、陰性・半陰性がゆえに、遮光率の高さが大きな影響を与えないことも十分想定される。また遮光は反面、高温抑制の効果が期待できることや、営農型太陽光の躯体があることで栽培補助を期待できる側面もある(例:茶栽培時の寒冷紗の治具として活用することで、本来かかる棚費用を抑制するなど)。なお、気候変動による農業分野での将来の影響予測では(第3次気候変動影響評価報告書による)、高温障害による

収量・品質低下が水稻はじめ葉菜類、果樹など幅広い農作物に拡大することが予測されている。将来的な環境変化のリスクを見据えれば、日射量の変化のみに焦点を当て、地域性や作物特性を踏まえ“一律”で遮光率を規定するべきではない。一律の閾値を削除するか、あるいは品種に応じて柔軟に設定できるようにするべきである

(※1) 第3次気候変動影響評価報告書 概説(p54)では、水稻について、RCP8.5では今世紀中頃には収量微増予測。しかし品質は、温度上昇に比例して低下する。白未熟粒については、RCP8.5で今世紀中頃に20%に増加。なお白未熟粒が30%未満の高品質米の生産量は、高温種に適応させない(現行種のまま)場合には、温度上昇に比例して低下することが予測されている。葉菜類ではレタス・キャベツなどに高温影響が示唆されている。果樹についても同様にすでに高温障害が発生。

意見4:

【該当箇所】

- 第2の1(6) ②(イ)(i) (p4)

【意見概要】

- “地域で一般的に栽培と販路の確立がなされている品目であること”という要件は削除、または新しい作物栽培・販売への意欲を阻害しないように修正するべきである。

【説明】

- 今般の基本方針の改正案では、「下部の農地において栽培する農作物が、地域で一般的に栽培され、一般的な販路が確立されている品目であること。」という要件が定められている。他方、これまでに営農型太陽光発電が実施されてきた地域では、ブルーベリーなど、新しく栽培方法と販路を確立しようとする意欲的な農業者の試みがみられる。こうした挑戦は、農業を通じた地域経済の活性化にも資するものであるにもかかわらず、先述の要件の下では認められないおそれがある。営農型太陽光発電によって発電された電気を活用することによって、新規作物の栽培が安定するまで農業経営を支えるなど、一定のシナジーも期待される点も鑑みれば、当該要件は撤廃、またはそうした新規の挑戦を妨げるものでないことを明記する形で原則を修正するべきである。

意見5:

【該当箇所】

- 第2の1の(6) ②のイ(イ) (p4)

【意見概要】

- 発電設備に関する“高さ・支柱間隔”の制限は削除すべきである

【説明】

- 農業機械(トラクター)の利用を前提に、最低地上高3m以上、支柱間隔4m以上を要件としている。しかし、圃場の形状からトラクター等が使えないケースやそもそも農法的に大型機械を使用せず小型農機等に対応できるケース(不耕起栽培など)も想定される。前者については、特に過疎地など営農継続性が危ぶまれる地域で想定され、中山間地域の多い日本では少なくないと考えられる。そのようなケースであっても、トラクター等の大型農機を前提とした制約条件での設備構成を求めることは、不要なコストを発生させることになる。したがって、一律的な高さ・支柱間隔の制限については削除すべきである。
-

意見6:

【該当箇所】

- 第5の1の(1) (p7)

【意見概要】

- “設備の形状・実施の形態の特例措置”については、農業者や民間企業による試験栽培の結果も利用可能とするとともに、都道府県の機関以外での試験栽培も認めるべきである

【説明】

- 公的機関や大学の研究施設で試験栽培した結果、基本理念に影響を及ぼさない(収量 2 割減未満など)科学的なエビデンスがあるか、あるいは都道府県の機関と試験栽培をする場合であれば、設備形態や実施形態への特例措置が可能としている。しかし、公的機関等の試験栽培結果は、その試験場所が限定されている可能性もあり、同じ品種であっても他地域では気象条件の違いから、必ずしも同様の効果が得られるとは限らない。そのため現状、使えるデータは限定化されてお

り、かつ網羅的に整備されるまで長期にわたる可能性がある。同様に、都道府県レベルの機関との協働となると、一定規模の農業者以外はハードルが高いことが想定される。基本理念に則した営農型太陽光については後押しできるようにするためにも、早期に地域に適した栽培品目を見つけられるよう、必要かつ十分なデータ取得が可能であれば、農業者や民間企業による試験栽培の結果を活用できるようにするとともに、試験栽培のすそ野を基礎自治体等の関連機関にも広げるべきである。

[農地法施行規則改正 関連]

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/detail?CLASSNAME=PCMMSTDDETAIL&id=550004383&Mode=0>

意見1:

【該当箇所】

- 第四十七条 六項 (p5)

【意見概要】

- 農地転用許可の要件として、農山漁村再エネ法の基本計画による認定を必要とするプロセスは、緩和あるいは見送るべきである

【説明】

- 現行案では、農地転用許可のためには、設備規模(kW)の如何に関わらず、一律に市町村による基本計画の策定と設備認定が必要になる。食料生産を目的とする農地において、発電事業が営農に大きな影響を与えるべきでないことは当然だが、しかし、収益性が限定されるようなわずかな規模の発電設備(例えば低圧)を整備する場合でさえ、自治体レベルの計画策定を必要とすることは、工数的に過重負担となりかねない。増してや、農業者自らが発電事業を目指すような場合(農業振興・農業経営強化の観点からは、専業発電事業者より望ましいはず)、農業者が農業の傍らで自治体計画策定に関わっていくことは相当ハードルが高いものと考えられる。

くわえて、自治体側が基本計画を策定できないというリスクも存在する。現時点(2026年8月時点)でも策定済み自治体は112件と全市町村の約6%に留まっている(※1)。人的リソースの逼迫している地方行政が、数か月から年単位で時間のかかる基本計画づくりを執行できない可能性もあり(それもわずかな発電規模の事業ケースのためであればなおさら)、またその場合には、事業機会の逸失を理由に、発電事業者側からの行政訴訟に発展するリスクもゼロではない。

以上を踏まえれば、従来、農山漁村再エネ法で基本計画策定プロセスの対象としていた設備規模の大きなバイオマス発電等の様に、営農型太陽光にも基本計画策定のプロセスを同様に課すことは困難と考えられる。したがって、営農型太陽光への要件化を見直すか、せめて、適正な営農が進められない場合に大きな影響が生じ得るような一程規模以上の営農型太陽光発電に絞って要件化するべきと考える。

(※1) 農水省, 基本計画の策定状況より (https://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/kihon_keikaku.html#ichiran)。なお全市町村数は特別区を除く1724